

4. その他

2025年5月23日に開示済みの内容に今回の内容を追加した定款一部変更の内容の全体は次のとおりです。なお、今回の追加の箇所は網掛けにて表示しております。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、<u>INCLUSIVE株式会社</u>と称し、英文では<u>INCLUSIVE Inc.</u>と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～31 (条文省略) (新 設) 32 前各号に付帯関連する一切の事業 第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第25条 取締役会の決議により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって取締役社長とする。 (新 設) 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 第8章 附 則 (法令の適用) 第42条 (条文省略) (新 設)	(商号) 第1条 当社は、<u>INCLUSIVE Holdings株式会社</u>と称し、英文では<u>INCLUSIVE Holdings Inc.</u>と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～31 (現行どおり) 32 他社の株式又は持分を所有することによる、当該会社等の事業活動の支配及び管理 33 前各号に付帯関連する一切の事業 第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第25条 取締役会の決議により代表取締役1名または2名を定める。 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役のうち1名を社長と定めることができる。 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 第8章 附 則 (法令の適用) 第42条 (現行どおり) (効力発生日) 第43条 定款第1条(商号)及び第2条(目的)の規定の変更は、2025年10月1日にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日経過後これを削除する。

以 上